

## 「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」に関するQ&A

### Q1. 本事業の委託対象となる地域はどこか？

A: 岩手県、宮城県、福島県内を中心とする被災により地域コミュニティの再生が必要な自治体とし、東日本大震災により被災した地域、住民等を対象とする。あくまで被災者等を対象として、地域のつながりの強化や課題解決のための様々な学習活動を行うことで、地域コミュニティの再生に資する活動を行う場合に限る。

### Q2. 本事業の委託先は原則地方公共団体とあるが、NPOや各種団体等が実行委員会を設置して申請することも可能か？

A: 本事業は地方公共団体を対象としており、国から民間企業やNPO等の団体への委託を想定した事業ではない。ただし、県や市町村が行う取組の一部をNPOや民間団体等に委託し、地域と連携しながら事業を行うことは可能。その場合も実施主体は地方公共団体であり、地方公共団体の復興支援施策の1つとして本事業を位置づけることが前提。(NPOや各種団体が実行委員会を自ら設置し、そこに地方公共団体職員が入っていればよい、というものではない。)

### Q2. 委託先のただし書きにある“この限りではない”とは、具体的にどのような場合を指すのか？

A: 基本的には地方公共団体が委託先になるが、地方公共団体において事業の予算化が難しい場合などに、地方公共団体を主体とした実行委員会に委託を行う場合がある。その場合は公募要領にある要件(構成員に地方公共団体職員を含み、地方公共団体の教育政策・方針を踏まえていること、会計基準等を準用することなど)を満たす必要がある。

### Q4. 本事業の対象となる活動等はどういったものか？

A: 本事業の対象となる活動は、例えば、活動について企画し、関係者等と実施に向けて調整等を行うコーディネート活動のほか、地域住民等に対して震災後の不安を取り除くための講座や地域住民同士が学び合う学習会、放課後や休日の子どもたちの学習や運動、体験活動支援や学校と連携した支援活動(ICTを活用した学習支援を含む)など、地域の実情に応じてさまざまなものが考えられる。

いずれの活動においても、基本的な考え方は、地域の協力により、地域の課題解決のための活動に取り組むことによって(子どもたちを含む)地域全体のつながりやコミュニケーションを強化し、地域コミュニティの再生につなげるために実施するものである。

活動の地域単位は、活動内容や対象範囲などの状況に応じて、県レベルから市町村単位、中学校区、小学校区、避難所・仮設住宅単位など地域の実情に応じた様々な地域を想定している。

### Q5. 要綱等に示されたすべての活動を実施しなくてはならないのか？

A: すべての活動項目を実施する必要はない。

本事業の対象となる活動は、広範にわたるため、要綱等である程度活動を例示してい

るが、これらはあくまで例示であり、地域の実情に応じた活動を実施することが可能。

**Q6. 本事業の要綱にあるコーディネーターとはどういった人材をさすのか？**

A: 例えば、地域における様々な学習活動を行うためには、それらを企画・提案し、関係者等と実施に向けて調整を行ったり、参加対象となる地域住民等へ周知を行ったりといった全体のコーディネートを行うことが必要となる。

「コーディネーター」はこれらを行う人材等を総称しており、特定の資格や職業を指すものではない。地域の中心となっている自治会長や PTA 役員等が担う場合もあれば、学校と連携する活動の場合は学校関係者が担うなど、活動ごとに中心となるコーディネーターがおり、複数体制で調整を行うような場合も想定される。地域の状況によっては、行政や NPO などの団体がその役割を担う場合も想定され、地域の実情に応じて最も効果的かつ効果的な形で進めていただきたい。

位置づけについても活動内容等によって、県レベル、市町村レベル、活動地域レベルなど様々な位置づけが可能。人数等についても本事業に真に必要な人数であれば複数名でも差し支えない。

**Q7. コーディネーター等の雇用は可能か？**

A: 人材等の雇用はできない。

本事業は、地域の自律的な復興に向けて、地域住民の参画による学びを通じて、地域コミュニティの再生に資することを目的としており、活動運営等への地域住民等の参画・協力に対して、謝礼金を支出することは可能であるが、雇用全体の経費を事業費の対象とすることはできない。

ただし、活動の実施主体等において雇用されている者等が、本事業のコーディネーター等として活動に従事する場合、本事業に関わる業務従事時間に対して謝金を支出することは可能。その場合は、職員等の本来業務(謝金対象外)ではない、本事業に従事した時間である旨を証明する必要がある。また、前述の考え方から、雇用にかかる部分(社会保険料、各種手当等)は本事業の対象とはならない。

**Q8. 本事業の対象となる経費はどこまでか？**

A: 基本的な考え方として、地域で行われる様々な学習活動にかかる経費として、コーディネーターへの謝金、指導者等として参画する地域のボランティアへの謝金、活動に必要な消耗品などが対象経費となる。雇用にかかる賃金その他人件費、備品整備費、施設改修費は対象経費として計上は不可。

また、活動を実施する団体等(地方公共団体、社会教育団体、NPO 法人その他各種団体等)自体の運営・活動にかかる人的経費、経常経費については本事業の対象外である。

**Q9. 1市町村あたり、1箇所あたりの単価等の基準はあるのか？**

A: 実施にあたって、1市町村あたり、1箇所あたりの単価上限設定等は特に定めてはいない。

(ただし、国の予算上は、地域の学びの場を設定するにあたり、中学校区を単位として、

1箇所あたり年間 350 万円程度の積算となっている。これらを参照しつつ、実際の活動計画等により、必要な経費を積算いただきたい)

**Q10. 教材等の購入は可能か？**

A: 教材等の購入は可能。

本事業を実施するにあたり、対象となる学習活動等において、書籍、参考書等の購入が必要な場合は、購入することができる。ただし、数量等については真に必要な数量とし、共有するなど、効率的な活用を行うこと。原則として住民や児童生徒個人へ贈与等することは想定していない。

**Q11. 活動の対象が子どもであっても本事業の活用が可能か？**

A: 子どもを対象とした活動であっても実施可能。

本事業は地域のさまざまな課題解決に向けた取組を支援するものであり、地域の課題である地域の子どもの学習環境や学力向上の解決に取り組むため、子どもを対象とした学習支援などの活動が実施されることは差し支えない。

ただし、学習支援やそのサポートに地域住民等のボランティアが協力する仕組みとするなど、できる限り地域全体の取組として実施していただきたい。

**Q12. 市町村を再委託先とした場合、事業運営のための委員会等を必ず設置する必要があるか？また、複数の委員会を設置することは可能か？**

A: 委員会等については、本事業を効率的に実施するために必要に応じ設置していただくものであり、必ず設置しなくてはならないとは考えていない。地域の実情に応じて適宜判断いただきたい。また同様に、必要に応じて複数の委員会等を設置することも可能。

**Q13. 本事業を NPO 等の団体に再委託することは可能か？**

A: 活動の一部を NPO 等の団体に再委託することは可能。

ただし、本事業は地域住民の自主的な参画により地域住民同士のつながりを強化し、地域コミュニティの再生につなげていくことが目的であり、外部団体に委託する場合であっても、それらを踏まえ、活動を請け負うというよりもコーディネーターとしての役割を担うなど、活動のすべてを団体等が行うのではなく、幅広い地域の人材等の参画を促す形での委託が望ましい。

なお、外部団体等へ委託する場合であっても、会計上の基準等は、地方公共団体が直接実施する場合と同様であり、対象外の費目等は計上できないため注意すること。

**Q14. 被災状況等により、市町村に事業を再委託することが困難な場合、県から直接NPO法人等に被災市町村における活動支援を再委託することは可能か？**

A: 県からNPO法人等への再委託は可能。

その際、NPO法人には主としてコーディネーター役を担ってもらうなど、できる限り当該市町村及び地域住民の参画を促すような形での委託が望ましい。

Q15. 県全域の地域再生事業を進めるための委員会を設置することは可能か？

A: 県の実施する事業として、各市町村の代表者や関係者を委員とした委員会を設置することは可能。また、県内の各市町村で事業に携わるコーディネーター等に対し、講習会や研修会等を行うことも県の事業として実施可能。ただし、あくまでも被災により地域のコミュニティの再生が必要な地域の再生を推進・支援していくことを目的とした委員会、研修会等であること。

Q16. 県事業として、県内全域で被災地域再生の推進をはかるための啓発活動を実施することは可能か？

A: 活動周知のためのチラシ作成等を含む活動推進のための広報、普及啓発活動については、対象経費として計上は可能であるが、広報活動の内容及び経費の規模によっては、判断を要する場合も想定されるため、計画の段階でご相談いただきたい。

Q17. 今後の地域学習の材料として、震災の記録、記憶を残すために、半期に分けてアンケート調査をしてまとめることを計画している。それらにかかる経費は計上可能か？

A: 事業の成果報告や、地域の学習活動の一環としてアンケート調査やまとめる行為を行う場合は、対象経費として計上可能。

Q18. 「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」や「特例交付金によるスクールバスの活用」などと組み合わせることについて如何。

A: 必要に応じて、他事業と連携しながらより充実した学習活動を行うことは差し支えない。

ただし、必要経費の執行にあたっては、(二重支出等の無いように)それぞれの事業ごとに整理・管理すること。

Q19. 震災の被害を受けた社会教育施設等の復旧に向けて、本事業を活用することは可能か。また、どのような活用方法があるか？

A: 本事業は、施設改修等の費用は対象外であり計上できないが、地域住民等が参画する学習活動の場として、あるいは社会教育施設等が地域の活動のコーディネート役を担うなどにより、本事業の中で社会教育施設等の活用が考えられる。

Q20. 仮設住宅において本を貸し出すといった取組を行うことは可能か？(被災地での図書館運営を考えている)

A: 地域のボランティアによって活動する場合の謝金等は可能だが、図書館運営の手法によって判断を要する場合が想定されるため、計画段階で事前に相談いただきたい。

Q21. 登下校時の安全確保が課題。本事業を活用し安全指導員を配置することは可能か？

A: 謝金ベースでの支出は可能。活動実施にあたっては、できる限り地域の方の参画・協力を求める形をとっていただきたい。



Q22. 本事業の中で、放射線量を測定するなどの活動が可能か？

A: 地域住民の学習活動の中で行われるような場合であれば、対象経費に計上できる場合もあるが、行政の単純な調査・計測は対象外。

Q23. 活動場所を確保するため、部屋の賃借料やリースにかかる経費を計上することは可能か？

A: 活動を実施するために必要な会場の借料等については計上可能。  
ただし、受託団体等の事務局等にかかる経費は対象外。

Q24. 学習支援等を行う場合の謝金単価は市町村の規程に基づいて良いのか？旅費や住居費は支出できるか？

A: 謝金については、講習会の外部講師等に対しては、常識的な範囲内で各地方公共団体の規定等に基づいて支出可能。地域のボランティア等に対しては、国の要綱上の単価(1480円/時間)を上限に、地方公共団体の規定等に基づいてよい。

旅費については、外部講師の招聘及び地域のボランティア等が学習活動等の場に移動するための経費については計上可能。その場合は各地方公共団体の旅費支出基準等(内場合は旅費法)に基づくこと。

住居費は対象外。

Q25. 被災地以外の学校との姉妹校連携を実施し、定期的な情報交換など交流活動を実施するような場合に、本事業は活用可能か？

A: 本事業は原則として被災地等における学習活動を支援するものであり、地域住民や子どもたちが首都圏などの遠隔地と被災地の間を行き来するための旅費については、想定していないが、被災地等における地域コミュニティの再生に資する交流活動等の実施に必要な経費(消耗品等)は支出可能。個別案件については、計画段階で事前に相談いただきたい。

Q26. 活動場所への移動について、移動手段がないためにバス等について、借損料について支払いは可能か？

A: 被災地等の状況に応じて、公共の交通機関がなく効率的に考えて、やむをえず移動手段としての借損料として計上することは可能。

Q27. 再委託先である各市町村には、一般管理費を計上することは可能か？

A: 一般管理費については、再委託先のみで計上できるが、各市町村においては計上することはできない。一般管理費は法人格を有する民間団体に事業の一部を再委託する場合にのみ、事業のみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する。(再委託先が、実行委員会などの法人格を持たない場合には計上できない。)